

論 説

昭和・平成・令和における学校教育相談の変遷

——公立中学校等における教育実践からの省察——

中 村 豊

目次

- 1 はじめに
- 2 学校教育相談の定義と機能
 - (1) 学校教育相談の定義
 - (2) 学校教育相談の機能
- 3 学校教育相談の変遷
 - (1) 萌芽期
 - (2) 成長期
 - (3) 成熟期
 - (4) 衰退期
- 4 学校教育相談の再構築
- 5 おわりに

1 はじめに

筆者と学校教育相談との出会いは昭和60年代まで遡る。筆者が大学卒業後に勤務した A 中学校は、「問題行動の百貨店¹⁾」という様相を呈していた。A 中学校では、教師の指導は荒む生徒らに拒否され、ベテランの教師らは自信を失い、生徒の暴力行為が日常化する中での授業という落ち着きのある学習環境とは程遠い状況であった。

このような A 中学校において、生徒から信頼されている教師の存在は、自己の指導力の低さに向き合わざるを得ない良きロールモデルであり、学校教育相談の理論と技法を知る契機となった。その後、B 中学校、C 中学校、D 中学校で勤務するが、生徒との接し方、生徒理解の大切さなど、学校教育相談に必要とされ、大切なことは、すべて公立中学校の勤務校で出会った先生、生徒、保護者等から教わったと言っても過言ではない。

また、個人的体験となるが筆者の教育哲学や教育実践を支える理論の多くは、学校教育相談に係る研修会並びに研究会の活動に参加することを通して修得してきた。その後、大学教員となつてからは、教育及び研究に加えて、社会活動として学校教育相談に関わる機会が増えた。特に、兵庫県をはじめ関西におけるさまざまな教育関連機関での実務経験は、学校教育相談の意義と課題について考える視点を広げること資する活動となった。

本稿の目的は、上述した学校教育相談に係る筆者の教育実践の省察に基づき、学校教育相談の変遷を踏まえ、今後の学校教育相談について論考し、その意義を再評価することである。

2 学校教育相談の定義と機能

(1) 学校教育相談の定義

「学校教育相談」とは学校における教育相談のことであるが、文部科学省の用語では「教育相談」となる。

中学校学習指導要領解説²⁾によれば、「教育相談は、一人一人の生徒の自己実現を目指し、本人又はその保護者などに、その望ましい在り方を助言することである。その方法としては、1対1の相談活動に限定することなく、すべての教師が生徒に接するあらゆる機会をとらえ、あらゆる教育活動の実践の中に生かして、教育相談的な配慮をすることが大切である」とされている。

また、文部科学省の教育相談等に関する調査研究協力者会議（平成19年7月）³⁾は、「教育相談業務は、学校生活において児童生徒と接する教員にとっての不可欠な業務であり、学校における基盤的な機能である」こと、「学校における教育相談は、決して特定の教員だけが抱えて行う性質のものではなく、相談室だけで行われるものでもない。また、児童生徒の相談内容は、心身の成長過程における身体的特徴や性格、友人関係、学業の成績や部活動、将来の進路に関すること、家庭生活や病気に関することなど多種多様である。したがって、教育相談は、学校の教育活動全体を通じて、また全ての教員が様々な時と場所において、適切に行うことが必要である」としている。他に類似する用語として「スクールカウンセリング」⁴⁾がある。

現在、学校の教員が行う教育相談の考え方は、上述した文部科学省の解説や説明が基本となっている。しかし、学校教育相談という用語には、行政教育用語としての教育相談や、心理職で使われる用語としてのスクールカウンセリングまたは学校カウンセリングとは異なる教育的意義が含まれている。

このことについて、日本学術団体に加盟している「一般社団法人 日本学校教育相談学会」⁵⁾は、会員向けの研修テキスト⁶⁾において、以下のように定義している。

学校教育相談とは、「教師が児童生徒最優先の姿勢に徹し、児童生徒の健全な成長・発達を目指し、的確に指導・支援すること」としている。そして、「このなかには、(1)どのような姿勢で、(2)何を目指し、(3)どのように指導・支援するかという学校教育相談の三要素が凝縮されている」と述べている。

この定義には、まず、「児童の権利に関する条約」⁷⁾第3条に規定されている「児童の最善の利益が主として考慮されるものとする」に通じる視点がある。次に、発達促進・開発的な機能が挙げられており、続いて、的確な指導・支援を行うことが含まれている。ここには、学校教育において児童生徒の最前線にあり、日常的に児童生徒に接している教員が実践する学校教育相談の機能が過不足なく定義されていると考える。これ以降、本稿では日本学校教育相談学会の定義を採用して述べていく。

(2) 学校教育相談の機能

学校教育相談では、①開発的教育相談、②予防的教育相談、③問題解決的教育相談の3つの機能を重視している。このように学校教育相談の機能を挙げているが、これは、生徒指導の機能とも重なる⁸⁾ところであり、今井は、「生徒指導と学校教育相談は理念、機能、領域など何れを比較しても違いはない」と説明している。

また、学校教育相談の領域については、児童生徒の成長発達を重視していることから、「学業の発達、キャリアの発達、個人的・社会的発達の3領域とし、児童生徒の統合的発達を目指して⁹⁾いる」。

他方、平成7年度からスクールカウンセラー¹⁰⁾制度が学校教育現場に導入されたことにより、学校教育相談に関する校内体制の在り方が変わってきた。教育相談等に関する調査研究協力者会議の報告書¹¹⁾では、「スクールカウンセラーや相談員等の配置により、教育相談やカウンセリングの充実が図られつつあるが、教育相談を組織的に行うためには、校長のリーダーシップのもと、学校が一体となって対応することができる校内体制を整備することが重要であり、コーディネーター役として、校内体制の連絡・調整に当たる教育相談担当教員の存在が必要である」としている。そして、教育相談コーディネーターの役割として、①児童生徒や保護者に対する教育相談、②児童生徒理解に関する情報収集、③事例研究会や情報連絡会の開催、④校内研修の計画と実施、⑤教育委員会や学校外の関係機関との連携のための調整及び連絡を例示している。

さらに、各学校においては「対症療法的な対応ではなく、比較的落ち着いているときこそ、教育相談を充実するチャンスという認識を持ち、予防的対応を心がけることが大切である」こと、「教育相談に対する意識改革を図っていくことが大切である」ことを述べている。

以上の学校教育相談の機能を発揮させていくために、教員が取り組んでいく教育実践については第4章「学校教育相談の再構築」において論じる。

3 学校教育相談の変遷

(1) 萌芽期

戦後の新教育が発足する1947年に児童福祉法施行に伴い児童相談所が設置される。¹²⁾今井によれば、これ以降、専門機関による教育相談が整備され、公立の教育相談所も開設されるようになった。しかし、これらの相談機関で行われていた教育相談は、心理検査や治療的な心理療法であったとされている。

その後、「自治体教育委員会は、学校教育相談の普及に大きな役割を果たした。1960年代には、北海道立教育研究所（1964）、埼玉県立教育研究所（1964）、東京都教育委員会（1964）、千葉県教育センター（1967）など、多くの公立の教育相談機関が教育相談に関する手引書を発行した」ことが紹介されている。この当時の学校教育と教育相談の状況について、『月間生徒指導』（学事出版）の特集記事においても確認することができる。¹³⁾

例えば、『月刊生徒指導』の創刊号では、全国学校教育相談研究会長からの寄稿文が掲載されている。¹⁴⁾これを以下に転載する。（下線、太字は筆者加筆。）

現在、学校教育の問題点は、大学紛争などの過程にも露呈されている。一方、急激な社会の変転の中に立たされて、あるべき教育の方向と内容はいかなるものであるべきかの模索に苦しんでいる時でもある。いまにして、新たな教育の創造を求めて、教育回復を図るうえに、ヒューマンイズムの確立を願わずにはいられない。この基盤の上に打ち立てられた生徒指導・生徒理解のための教育相談こそ、もっとも困難なこれらの課題解決のための一つであり、それは、そのまま「月刊生徒指導」に課せられた課題の重大さであり、役割の大きさであり、期待の大きさであるといっても過言ではあるまい。

上に挙げた全国学校教育相談研究会は1965年に設立され、その後、全国都道府県には学校教育相談に関する研究会組織が誕生している。

このように1960年代からの学校教育相談は、教育委員会が運営する教育センター及び教育相談室等が中核となり、学校教育に広まっていくことになる。¹⁵⁾ 今井は当時の状況について、東京都教育委員会（1964-1966）『教育相談の手引』において説明された「教育相談は、相談室という場で行われる特別な活動というよりも『いつでも、どこでも、だれでも』行う教育活動の一つで、すべての教師にかかわりのあること」という概念は、多くの教師から支持され、学校教育相談の啓発に大きな貢献があったことを述べている。

また、文部省による生徒指導講座が1963年から開設されるが、この研修講座が学校教育相談の普及・発展に与えた影響について中村¹⁶⁾（2012）は、以下のように論じている。

カウンセリングに関する包括的な研修が行われたことからカウンセリング技法の知見が学校に広まった。この研修は、その後、地方自治体に移管される中で、“学校カウンセリング研修”と名称が変更され、カウンセリング研修の中級程度と位置付けられている。このようなカウンセリング研修を受講する教師が増えるにつれて、学校では、学級および学年単位においてグループ・アプローチの技法を生かした教育実践が行われるようになる。また、このような教育実践をまとめた書籍も刊行され、構成的グループ・エンカウンター、グループワーク等のプログラムが学校に普及するようになった。

さらに、学習指導要領改訂（1964年）が学校教育相談に及ぼした影響も大きい。改訂では、「指導計画と内容の取り扱い」の項に「教育相談（進路指導を含む）などを、計画的に実施することが望ましい」と記された。このことにより「教育相談」という用語が公式に使用されるようになり、これ以降、現在に至るまで「教育相談」は継続して使われるようになった。また、文部省（1965）は『生徒指導の手びき』¹⁷⁾を刊行するが、その目的は、生徒指導の知識と技術の普及を図ることにあつた。

この時代に学校教育相談に関わった先人たちは第1世代とも言うべき存在であった。当時、活躍していた第1世代の教師らは、1980年代（昭和後期）になると、教育委員会の指導主事や学校の管理職となり、学校教育相談の考え方や技法を広めることに尽力していた。このように、学校教育相談は1960年代の萌芽期を経て、学校教育現場に広まっていくのである。

また、登校拒否児童生徒への対応に学校教育相談の有効性が認知され、その後の学校教育相談

の発展に貢献してきた。登校拒否児童生徒について、当初は「学校恐怖症」や「登校拒否症」という診断名であったが、1975年以降に増加していくとともに社会問題化していく。日本学校教育相談学会初代会長の小泉¹⁸⁾(1973)は、不登校を類型化することで教師が取り組む再登校へのアプローチを示した。このことにより、学校教育相談の効果が広く認知されるようになったと考えられている。

(2) 成長期

学校は、社会の変化の影響を避けることはできない。日本の戦後教育では、高度経済成長期である1970年代に高校進学率が90%を越えた。この中等教育（後期課程）への進学率の高さは、世界的に見ても急激に達成したことになるが、他方では学校臨床に係る諸問題が噴出することになる。一例を挙げると、「753教育」¹⁹⁾、校内暴力、いじめ、「登校拒否」等、学校内における諸問題が注目されるようになった。これらは「教育病理」としての社会問題化されていくが、その解決策として学習指導要領改訂(1977年)からは「ゆとり教育」²⁰⁾に舵が切れ、その後の学校週5日制に引き継がれていくことになる。

他方、暴力行為、いじめ、登校拒否への対症療法的な対応を通して、学校教育相談への期待が高まり、教師には児童生徒理解に基づいた学校教育相談の考え方と基本的なかわり方を身に付けることが求められるようになる。その頃の登校拒否について、小泉²¹⁾(1974)は以下のように論じている。

「登校拒否児がいるということは、ちょうど鉱山、炭鉱の坑内に、有毒ガスが、危険な程発生したかどうかを見るために、小鳥をかごに入れて置いておくという話がありますね。そんな感じがするんです。登校拒否というのは、カナリアかな、と思うんです。つまり、これ以上学校教育が、汚染してきて、教育する所ではなくなってくれば、ますますカナリアが、バタバタと死んでいくかもしれない。」

1980年代は、文部省が主導したこともあり「カウンセリング・マインド」²²⁾という用語が普及する。今井は、この用語が教師の行う「学校教育相談の一般化に成果が見られた」と評価している。そして、1990年代の学校教育相談は、「教師主導で展開されるようになり、活動領域も急激に広まった」²³⁾ことを指摘している。

文部省は、1970年代以降、多くの学校教育相談に係る事業に取り組んできた。学校教育相談を主題にした生徒指導資料として、1990年には『学校における教育相談の考え方・進め方—中・高等学校編—』を、1991年には『学校における教育相談の考え方・進め方—小学校編—』を刊行する。ここでは、学校教育相談の機能について、①治療的な側面、②予防的な側面、③開発的な側面としている点が重要である。また、文部省は「適応指導教室事業」(1990年)を開始する。学校不適応対策研究協議会の報告(1992)は、「不登校はどの子にも起こりうるもの」というとらえ方が示されるとともに、不登校という教育用語が公式に採択されることになる。

他方、教員免許法の改正に伴い1990年度以降の教員免許状カリキュラムに「生徒指導及び教育相談に関する科目」がおかれる。2000年の改訂により「生徒指導、教育相談、進路指導に関する科目」となり、小学校・中学校・高等学校の教員免許状取得には4単位（幼稚園教諭は2単位）が必修化される。

筆者が学校教育相談と出会ったのは1990年、「はじめに」で挙げたようにA中学校の教員時代である。本節で述べている学校教育相談の成長期を直接体験してきた一人として、当時の状況について個人的体験を以下に述べる。

A中学校は、昭和後期に新設され、部活動に力を入れていた。筆者が着任する前までは、県大会上位の成績をあげて全国大会に出場する運動部もある一方、体罰による指導も横行していた。不適切な指導をしていた教師の人事異動に伴い、体罰で押さえられていた生徒たちの意欲返しが始まり、相当に荒れていた時期に赴任することになった。着任した日のことは鮮明に覚えている。初出勤で駐車場に到着すると、異相著しい男子生徒6名がスコップを手にはじめて見る筆者に近づいてきた。A中学校は「丸刈り」校則であったが、彼らは全員が長髪を金色に染めたりゼントに、短ラン、だぶだぶのズボンにかかとを潰した革靴という様相であった。その後、A中学校には10年近く在職することになるが、5年目より校務分掌の教育相談部主任となり、ここから学校教育相談との関わりが始まり現在に至る。

当時のA中学校の教頭先生は、他市の勤務校で生徒指導に係る実績をあげ、いくつもの学校の荒れを収束させた業績から学校再建のために異動してきた。若手教師には「これからは教育相談が重要になる」ことをOJTで教えていた。筆者には新しく開設された「適応指導教室」の相談員として、毎週水曜日の午後に不登校の児童生徒と関わる場を与えてくれた。この体験が学校教育相談に必要な理論や技法を学び、身につけなければならないという研修意欲を高めることになる。幸い、勤務地の近くには全国的に注目されていた良き学校教育相談推進校があり、学校教育相談第1世代の先生方が指導的立場となっていた影響から、公立小中学校に勤務する教員で構成されている教育研究組織「教育心理・教育相談研究会」に所属することになった。

当時の研究会では、学習意欲、自閉症、登校渋り・学校嫌い、場面緘黙、夜尿、集団に馴染めず孤立する子等、学校適応や発達に課題が見られる児童生徒の事例研究が主流であった。この時の事例研究を通して、児童生徒理解の実際や、個別対応の具体的な実践事例などについて学ぶことが多く、事例のまとめ方も教わることができた。

平成になると、教員採用数の減少に伴い、新採用教員が大きく減少するとともに、教員の平均年齢の高齢化が目立つようになる。年齢別教員人口ピラミッドに例えると、逆三角形になるような時期であった。筆者が勤務してきた中学校では40歳を超えてもなお、年齢的には若手という、社会の一般的な組織ではありえないような高齢化が進んでいた。やがて、「2007年問題」を迎え、一転して大量退職・大量採用の時代に転じて現在に至っている。

平成になった頃の中学校教育現場における学校教育相談と生徒指導の関係は、指導観・指導のあり方が異なっていることから、二項対立的な陥穽が見られた。例えば、「服装の乱れは心の乱れ」という考え方にに基づき、校門での朝の挨拶・身だしなみ指導の中で、着くずし・異装などの生徒に対しては、「一度家に戻り、きちんと身だしなみを整えてから登校しなさい」と、校内に入れず追い返すような指導を是としていた時代であった。しかし、このような極端な指導の見直しがされるようになる。この背景には、学校教育相談の考え方や技法の普及があった。当時は「教師カウンセラー」の必要性についても盛んに議論されていたことが懐かしい。

1990年代の学校では、²⁴⁾「朝の読書」、國分康孝らによる構成的グループ・エンカウンター²⁴⁾の教育プログラムの開発と実践、伊藤博のニューカウンセリングなど、様々なカウンセリング心理学の

理論と技法を援用した教育モデルが開発された。このような「育てる教育相談」²⁵⁾の考え方が受け入れられ学校教育現場で実践されていく背景には、学校教育相談の成長、発展があった。特に、長期研修制度や、大学院大学等におけるリカレント教育は、学校教育相談の基盤となるカウンセリング心理学や、教育心理学等の知見について、教員が学修する良き機会となっていた。

また、パーソナルコンピュータの普及に伴い、統計を使った数理定量的な研究方法も効率的に行えるようになり、学会誌への投稿論文（心理測定尺度の開発、プログラムの効果測定など）をレビューすると、教員による様々な研究が蓄積されていった時期となる。この時期に学校教育相談の主たる担い手となった教員は第2世代と位置づけることができよう。

(3) 成熟期

1990年代半ば頃となると、「教育の構造改革」が進められる。そこでは、教育の多様化及び個性化が制度化される。当時の状況について中村²⁶⁾（2012）は次のように整理している。

東京都品川区で導入された「学校選択制」は、首都圏を中心に急速に広まっていった。保護者が児童生徒の入学する学校を選択することは、学校教育を商品と見なし、より良いサービスの恩恵を受けるという消費者意識が浸透していく契機となった。このことに関連し、広田²⁷⁾は、次のように指摘している。

90年代に「不登校」が社会的に容認され、学習塾が学校と並ぶ教育機関として認知され、スリム化や自由化が謳われるようになった。（中略）明らかに学校の求心力は低下した。こうした変化の中で、「学校は、顧客たる子どもや親のニーズに反した余計なおせっかいはするな」という考えを抱く人々が増えてきたことは、まちがいない。かくして、学校は、崇高な社会的使命を帯びた装置というよりは、人々のニーズにこたえて「教育」というサービスを提供する末端の行政機関という色合いが強くなった。それが果たして良いのかは別にして、ともかくそうになってきた。

その頃、学校教育相談は理論化され、多様な実践が各地で展開されるという成熟期を迎える。

他方、文部省（2001年より文部科学省）は、1995年度からスクールカウンセラーの調査研究の実施、2001年度からは「スクールカウンセラー活用事業補助」とし、全国の公立中学校にスクールカウンセラーの配置を進めた。

また、発達障害者支援法（2005）を受けて学校教育法施行規則が一部改正（2006）され、小中学校に特別支援教育が導入される。それまでの学校教育相談と特殊教育は、別の領域として区別されていたが、2007年度末までに特別支援教育に係る体制の整備がされる。ここから、学校教育相談にも特別支援教育の視点を取り入れた取り組みが求められるようになった。

文部科学省（2010）が刊行した「生徒指導提要」では、スクールカウンセラーの活用や、校内の連携重視を述べているが、学校教育相談の主たる担い手である教育相談主任（係）の役割がいまいであること、生徒指導²⁸⁾と教育相談の関係について、学校教育現場における状況が反映されていないなどの課題について指摘されている。

以上、平成になると学校教育相談に係る活動は全国の学校に広がり、活況を呈する時期となる。スクールカウンセラーの多くが臨床心理士資格を有するが、それ以外にも、諸学会では、認定カウンセラー、学校カウンセラー、学校心理士、ガイダンスカウンセラー、キャリアカウンセラー等、様々な専門性を示す認定資格を設ける。学校の教員は教育の専門家であるが、研修を積み、認定資格を取得する者も少なくない状況が見られた。

筆者は、人間関係の理論と人間関係作りを促進するプログラム開発に取り組み、中学校の授業で実施できるように指導計画を作成し、その効果を図るための尺度を作成したうえで、プログラムの効果を数理定量的に分析することで、その有効性について検証を重ねていた。現在では古典的な研究手法であり、この30年間で類似研究を含めると、やりつくされた感もあるが、実務家教員であってもアカデミック研究を行える時代になり、小・中・高等学校等に勤務しながら学会誌に論文を投稿する教員が飛躍的に増加した。この具体的なケースとして、筆者の研究歴について、以下に述べる。

「育てる教育相談」とは、「生徒指導提要」（2010）第5章の教育相談において紹介されている概念である。ここでは、児童生徒の発達促進・開発的な心理教育的手法を援用したアプローチとして紹介されている。筆者は、学校教育相談としての「育てる教育相談」に係る研究に取り組んできた。その概要を以下に示す。

① 神戸市における実践

ア) 神陵台小学校

神戸パイロットスクール事業の推進校である神戸市立神陵台小学校の研究協力アドバイザーとして2009年4月から始まり2012年3月まで継続する。本実践に関する内容は、中村（2008）「中学生の対人関係や社会性を高めるスキル教育のカリキュラムに関する実践的研究」『学校教育相談研究第18号』（pp.14-23）、中村（2012）「小学生を対象としたソーシャルスキル教育の効果」関西学院大学教育学部紀要『教育学論究』第4号（pp.59-69）として発表している。

イ) 名倉小学校

名倉小学校での協働的な実践研究は、管理職、校内研修の中心となり研究を牽引していた教員により、大きな成果をあげることができた。本実践をまとめた論文が、中村（2018）「小規模小学校における『育てる教育相談』の実践～生徒指導の機能を活かしたカリキュラム開発～」『東京理科大学教職教育研究』第3号（pp.85-96）である。実践記録は、神戸市立名倉小学校（2016）『平成26年度・27年度「友達とつながる力を育てるスキル教育」としてまとめられている。

ウ) 飛松中学校

神戸市総合教育センター教育相談指導室の新規事業として、中学校区を対象とした「育てる教育相談」を検証する実践研究に取り組むこととなり、教育課程内の授業においても、「育てる教育相談」の考え方や技法を汎用させていくという発展的な研究が行われた。

飛松中学校では、校長先生が研究の全体像を描き、研究を推進する2名の教員を柱として実践研究が始まった。この2名とは協働的な立場で研究に携り、3校目の実践研究においても成果をあげることができた。この実践をまとめた共著論文は、中村・廣岡（2019）「授業に生かす教育方法・技術としての『育てる教育相談』の実証研究：3年間の縦断的実践における教育効果の分析と検証」『東京理科大学教職教育研究』第4号（pp.63-72）である。

このように、神戸市総合教育センター教育相談指導室の研究事業では実践を蓄積させていくことができた。その後の研究指導者は、立命館大学教授の中村健先生が引き継ぎ、現在も複数の委嘱校において継続されている。

② 姫路市における実践

姫路市では、いじめ防止対策推進法施行以降に、姫路市いじめ防止人権学習会事業として、いじめ防止に資する道徳教育を行っており、その外部講師として依頼を受ける。西宮市立上甲子園中学校のPTA主催事業「こころの授業」として出前授業経験に基づいて授業を構想する。2013年度から2017年度までの5年間で20校以上の中学校において出前授業を行うが、いじめを重大事態化させないためには、教育の力が大きいことを確認する。

また、学校教育の主たる担い手である教員が、学校教育相談の考え方と技術を高めていくことにより、いじめ重大事態を防止する最大の人的資源であることを確信した。

姫路市での実践は、中村・黒木（2019）「A県2市の公立中学校1年生におけるいじめ認識に関する検討」『東京理科大学教職教育研究』第4号（pp.53-62）にまとめている。

③ 宍粟市における実践

宍粟市では、「首長部局と連携した学校育成事業」として、波賀小学校・波賀中学校合同の研修会、児童生徒の社会性を育むスキル教育に関する講師を務め、波賀小学校6年生の学級を対象に示範授業を行う。また、「子どもの社会的スキルを高める生徒指導研修会」や、宍粟市波賀小中学校一貫教育推進委員会小中合同研修会などの機会をいただき中学生にも授業を行うなど、まさに、理論と実践の往還を自ら試みる良い経験となった。

以上が「育てる教育相談」に係る実践の概要である。筆者ら平成期に学校教育現場において学校教育相談に係る実践を積み上げていった教職員を第3世代と考えている。

(4) 衰退期

学校教育相談は、本稿でいう第1世代から第3世代まで長い時間をかけて、成長、発展を遂げてきた。しかし、学校では、「2007問題」とされる教員の大量退職、急速に進行する少子化に伴う学校規模の縮小、教員業務の増加に伴う多忙化など、令和となった現在、大きく学校を取り巻く社会環境が変わってきた。

また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの制度化²⁹⁾、スクールロイヤーの試行的導入等、教員とは異なる専門性を持った職員の配置により、これまで以上に「チーム学校」を意識した取り組みが求められるようになっている。

このような変化の中で、学校における教育相談の中核であった教育相談主任（係）の役割が低下しているように思われる。校務分掌上には教育相談主任（係）が位置づけられているものの、コーディネーターとしての機能を十分に果たしていなかったり、事例研究（ケース会議）を開催していなかったりなど、課題解決に向けた機能が「チーム学校」の中で埋没しているようにも思われる。

例えば、社会問題化している「いじめ重大事態」への対応は、学校教育において喫緊の課題であるが、報道される対応策はスクールカウンセラーの緊急派遣や増員に関するものが多い。「い

じめ防止対策推進法」(2013年成立・施行)以降もいじめ重大事態の発生は増加傾向にあるが、このことは、現在の学校教育相談がうまく機能していないことを如実に表していると考えられる。

筆者は、いじめ重大事態に係る調査報告書や、法学、社会学、精神医学、心理学、教育学等の学際性を持ついじめ研究の知見を分析・検討することで、いじめを重大事態化させないために有効ないじめ対応方策についての研究に取り組んでいる。その結果、最も重要なことは、児童生徒と日常的に関わっている教師の教育相談力向上であると考えている。既述の通り、学校教育現場には、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、スクールロイヤーなどの専門性を持った人的資源が投入されているが、それを活用して生かすのは教員次第である。児童生徒の健全な発達のある学校を、真に安心安全な教育環境としていく根本は学級経営にあり、学級経営には学校教育相談の理論と技法が不可欠である。これは筆者の実務経験の省察から導かれたいじめ対応の方策である。

このような考えに基づき筆者は、関西圏及び首都圏にある多くの自治体において、いじめ問題の予防に資する教育方法の開発や、発生したいじめ重大事態に対応してきた。個々の事案について詳細なことを取り上げることは研究倫理上できないが、いじめ重大事態に係る調査委員としての経験から、以下に要点を述べる。

筆者がこれまでに関わった「いじめ防止対策推進法」第28条に係る第三者としてのいじめ事案調査は二桁を超える。そこでは、個別の事案について検証するとともに、いじめが重大事態化することを防止できた可能性を探っていく。いじめ重大事態を検証していく中で共通していることは、いじめの積極的認知、早期発見・早期対応、適切な対応である。これらは、いずれも学校教育相談の機能が作用していれば、対応可能である。つまり、現在の学校では、教師が行う学校教育相談が全体的に衰退しており、教員研修が質量ともに不足していることが示唆される。このことに関連する研究成果は、脚注に参考論文等として示した。³⁰⁾

4 学校教育相談の再構築

文部科学省は、12年ぶりに「生徒指導提要」を改訂し、公表した。公表されている「生徒指導提要の改訂にあたっての基本的な考え方」を見ると、「改訂にあたっては、近年の中教審答申等の内容等に基づき、議論及び整理を進めていくとともに、現行の生徒指導提要と同様に、必要に応じて小学校を含めた学校段階別に内容を書き分けることとする。」とし、まず「積極的な生徒指導」の充実があげられている。

これは、「『令和の日本型学校教育』の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～(答申)」(令和3年1月26日)、「魅力ある学校づくり検討チーム」報告(令和2年9月8日)文部科学副大臣決定における〈Ⅲ.取り組むべき施策〉(総論)1。積極的な生徒指導(抄)等を踏まえ、目前の問題に対応するといった課題解決的な指導だけではなく、「成長を促す指導」等の「積極的な生徒指導」を充実すること、つまり、「育てる教育相談」の考え方が継承されていると考える。しかし、「生徒指導提要」(改訂版)の中に「育てる教育相談」という用語を確認することはできない。今後、「育てる教育相談」の概念は、生

徒指導の「積極的な意義」としての教育機能に包括されることになる。

これからの学校教育における生徒指導と教育相談の関係性について考えていくと、昭和から平成を経て、令和の学校教育相談は当初の理念に立ち返り、子どもを主体とした心理教育的援助の在り方を再構築していくことが必要である。伝統的な1対1の個別相談に加え、児童生徒の発達を指導援助するという視点から、児童生徒が発達することを支持（サポート）するという学校教育相談の定義が全面に出された³¹⁾と考えている。つまり、「子どもの権利条約」が生徒指導及び学校教育相談と明確に関連付けられたとも言えよう。

また、「子どもの権利」と日本学校教育相談学会の定義には重なる点が多く、学校教育相談の機能は「生徒指導提要」（改訂版）に示された「生徒指導の構造」（2軸3類4層それぞれに）に不可欠である。

以上、昭和から令和の学校教育相談の変遷について論考してきた。学校教育相談とは何かを問い直すと、原点である学校の教員が主たる担い手であり、児童生徒にとって最も身近な心理教育的援助サービスである。

残された課題は、学校教育における職場環境の変化（働き方改革、部活動の地域移行、ブラック校則の見直し、教員の年齢構成の歪み、チーム学校を実現させるための他職種との協働、GIGA スクールへの対応等）や、教育改革が進められる「令和の日本型教育」を踏まえ、学校教育相談の考え方と技術をどのように伝え、かつての「カウンセリング・マインド」ブームに見られたような学校教育相談に係る教員研修の充実を図り、教員に求められる資質を向上させていくのかにあることを指摘しておく。

5 おわりに

本稿は、中村健教授が中学校教員時代から大学教員における教育実践及び研究領域であった学校教育相談について、後進である筆者の経験に基づき、1980年代以降の学校教育相談に係る変遷を論じたものである。執筆に当たり、昭和後期から現在に至るまでの主要な研究資料に目を通したり、当時の空気感を思い出したりすることで、学校教育に欠かせない学校教育相談の機能について論考する良き機会となった。

中村健教授には永きにわたり日本の学校教育相談の発展にご尽力いただいたことに心から尊敬と敬意を表します。今後もお元気に、そして、充実した時間を過ごされることをお祈りし、本稿を終える。

註

- 1) 当時の問題行動の状況は、授業妨害、器物破損、対教師暴力、校内におけるカンパ、薬物乱用（主にシンナー吸引）、校内での喫煙、無免許運転、深夜徘徊、無断外泊、性非行、いじめ、登校拒否等、多くの問題行動が日常化していた。
- 2) 文部省（平成11年）「中学校学習指導要領解説 特別活動編」
- 3) 教育相談等に関する調査研究協力者会議（平成19年7月）「児童生徒の教育相談の充実について—生き生きとした子どもを育てる相談体制づくり—（報告）」（参照日 2022/11/22）

- https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/066/gaiyou/attach/1369814.htm
- 4) 文部科学省は、CLARINET（海外子女教育，帰国・外国人児童生徒教育等に関するホームページ）の「在外教育施設安全対策資料【心のケア編】」第3章において、「スクールカウンセリング」として説明している。（参照日 2022/11/22）
- https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/002/003/010/009.htm
- また、「スクールカウンセリング制度」の説明においては「スクールカウンセリング」としている。
- 5) 日本学校教育相談学会は1990年2月に発足し，2019年4月には，一般社団法人日本学校教育相談学会が設立され，現在に至る。
- 6) 今井五郎「1 学校教育相談の定義と歴史」（参照日 2022/11/22）
- <https://jascg.info/wp-content/uploads/2015/03/165839bcc0231061935c47cec3ce095b.pdf>
- 7) 「児童の権利に関する条約」は1989年（平成元年）11月20日に第44回国連総会において採択され，日本は1990年（平成2年）9月21日日本条約に署名，1994年（平成6年）4月22日に批准を行い，1994年5月22日に効力が生じている。
- 8) 今井五郎 再掲 p.1-6
- 9) 同上 p.1-5
- 10) 文部科学省によれば，スクールカウンセラー制度は，平成7年9月から実施され，実施当初は各都道府県に小中高各1名ずつ，計3名が配置された。ただしその同じ平成7年に震災による多大な被害を受けていた兵庫県では，特例として被災各地域に「心のケア」のためにあわせて13名のスクールカウンセラーが震災関連として追加配置された。当初は学校内に外部から専門家が入ってくるということで，不安と緊張の中で始まったスクールカウンセラー制度ではあったが，その成果がだんだんと明らかになっていくにつれて，配置を希望する学校が増え，現在に至っている。（参照日 2022/11/22）
- https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/066/shiryo/attach/1369895.htm
- 11) 教育相談等に関する調査研究協力者会議 再掲
- 12) 今井五郎 再掲
- 13) 中村豊「温故知新 生徒指導アーカイブ」として『月刊生徒指導』創刊号（第1巻第1号，1971年3月）以降の特集記事を取り上げ，連載記事（第50巻第4号～第51巻第3号）として論じた。
- 14) 実方亀寿（1971）「月刊生徒指導 創刊に期待する」『月刊生徒指導』学事出版株式会社，第1巻第1号
- 15) 今井五郎 再掲 p.1-9
- 16) 中村豊（2012）「積極的生徒指導のための授業カリキュラム開発についての研究 ― 子どもの基礎的人間力養成の授業実践とその有効性の検証 ―」博士論文（関西学院大学），p.79
- 17) 中村豊（2010）「特別活動と生徒指導」関西学院大学教育学部『教育学論究』，p.109
- 18) 小泉英二（1973）『登校拒否―その心理と治療―』学事出版
- 19) 1968～1970年の学習指導要領改訂では，「学習指導要領改訂による教育内容の増大及び現代化」が図られた。その結果，学校の授業内容を理解している児童生徒の割合が小学校では7割，中学校では5割，高等学校では3割程度という例えとして，753教育と称されていた。
- 20) 文部科学省 国立教育政策研究所（2012）「我が国の学校教育制度の歴史について」『学制百年史』pp.24-25
- 21) 小泉英二（1974）「登校拒否に関する諸問題」『月刊生徒指導』11月臨時増刊号，学事出版，pp.27-37
- 22) 尾崎勝・西君子（1984）『カウンセリング・マインド』教育出版
- 23) 今井五郎 再掲
- 24) 中村豊（2011）「朝の読書の教育的価値」『生涯学習研究 e 事典』（参照日 2022/11/22）
- <http://ejiten.javea.or.jp/contentc263.html>
- 「朝の読書」とは，学校において教育課程に位置付けられた授業が始められる前の一定時間，一人

ひとりの児童生徒が自分で選んだ本を黙読する教育活動である。「朝の読書」の具体的な読書時間は、10分間としている学校が最も多いが、15分～20分間をあてている学校も見られる。活動の基本は、児童生徒が持参した本を所定の時間、自分の座席で黙読することである。読書活動を定着させるために学級文庫を予め準備したり図書館の本をまとめて貸し出したりすることで、その中から各自が選んだ本を読むようにさせる、読んだ本を題材にブックトークを実施するなど工夫して取り組む教育実践も見られる。読書教育としての目的には、児童生徒に読書習慣を身に付けさせることにある。

しかしながら、「朝の読書」には、“みんなでやる”、“毎日やる”、“好きな本でよい”、“ただ読むだけ”という4原則がある。この4原則を提唱した林公氏は、読書教育をとおして、「生きる力」の育成、人間形成を図るなど、純粋な読書教育とは異なる目的を示している。「朝の読書」は、読書という教育活動を手段としているが、「朝の読書」固有の目的には、生徒指導の目的と重なる点の多いことが示されている。

- 25) 文部科学省 (2010)「第5章 教育相談」『生徒指導提要』教育図書
- 26) 中村豊 (2012) 前掲書, p. 31
- 27) 広田照幸『教育には何ができないか』春秋社, 2003年, p. 106
- 28) 今井五郎 再掲
- 29) 学校教育法施行規則が改正されたことにより、以下の者は学校職員と規定されている。
第六十五条の三 スクールカウンセラーは、小学校における児童の心理に関する支援に従事する。
第六十五条の四 スクールソーシャルワーカーは、小学校における児童の福祉に関する支援に従事する。
第六十五条の五 情報通信技術支援員は、(以下、略)
第六十五条の六 特別支援教育支援員は、(以下、略)
- 30) 中村豊 (2013)「第2章 教師が行う教育相談—いじめ、不登校傾向生徒への支援—」『入門 臨床教育学』学事出版 (pp. 24-39)
同 (2013)「仲間外れにされるのがいやだから、いじめた」『児童心理』8月号臨時増刊 No. 972 第67巻第12号, 金子書房 (pp. 63-67)
同 (2018)「いじめの四層構造論を問い直す」『児童心理』5月号 No. 1057 第72巻第6号, 金子書房 (pp. 18-24)
同 (2020)「これからの教育と学校教育相談:「いじめ防止対策推進法」にみる重大事態の捉え方と対応」『第一法規 追録第86号』(全17頁)
同 (2010)「生徒指導と学校教育相談における一次的援助サービス: ICT いじめ事例からの考察」関西学院大学教育学部『教育学論究』創刊号, pp. 109-118
同 (2014)「『いじめ防止対策推進法』施行後の生徒指導に関する一考察」『教育学論究』第6号, pp. 123-134
同 (2020)「いじめ防止対策推進法に規定された重大事態に係る調査報告書と学校の責務に関する検討」『東京理科大学紀要 (教養編) 第52号』, pp. 323-344
同 (2020)「第三者調査委員会報告書分析によるいじめ重大事態の学校要因特定といじめ防止策の策定」『東京理科大学紀要 (教養編) 第54号』, pp. 253-268
中村・瀧沢 (2022)「『チームとしての学校』を具現化するための校内体制に関する研究: 生徒指導と教育相談に関する教員の意識に着目して」『東京理科大学教職教育研究第7号』, pp. 59-69
- 31) 「児童の権利に関する条約 (子どもの権利条約)」は、子どもの基本的人権を国際的に保障するために定められた条約である。1989年の第44回国連総会において採択され1990年に発効、日本は1994年に批准した。

School Counseling and Guidance in the Showa, Heisei, and Reiwa Periods: Reflection on Educational Practice in Public Junior High Schools

NAKAMURA Yutaka

SUMMARY

School Counseling and Guidance is the accurate guidance and support of teachers, who place the highest priority on students and aim for their sound growth and development. Based on the author's reflections on his educational practice concerning school educational consultation, this paper discusses the future of school educational consultation based on the transition of school educational consultation and reevaluates its significance.

The structure of this paper is as follows: First, the definition and functions of school educational consultation are organized. Next, the transition of school educational consultation in Japan is examined by classifying it into budding, growing, maturing, and declining phases. Then, perspectives for reconstructing school educational consultation were discussed.

As a result, we concluded that it is important for teachers to practice educational consultation in the future in relation to the Convention on the Rights of the Child.

Future challenges lie in how to communicate and re-establish the concept and techniques of school educational consultation to teachers in light of changes in the work environment in schools and educational reforms.